

村上市子ども・子育て会議について

設置目的

村上市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、村上市の子ども・子育て支援施策の推進を図るため設置されている会議体です。

所掌事務

子ども・子育て支援法第77条第1項の各号に掲げる次の事務を処理します。

- 1 保育園や認定こども園などの利用定員の設定に関して意見を述べること。
- 2 小規模保育施設や事業者内保育施設などの利用定員の設定に関して意見を述べること。
- 3 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。
- 4 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該政策の実施状況を調査審議すること。

子ども・子育て支援事業計画とは？

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定め、子育て支援事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを円滑に進めていくための計画です。

村上市の現計画は平成26年度から平成31年度（令和元年度）までの5か年の計画となっており、本年度が最終年度となっております。

令和2年度を始期とした次期計画の策定にあたり、昨年度は今後のサービスの見込み量を推計するため、小学生や就学前児童の保護者に対してニーズ調査を実施しました。今年度はこの結果を基に次期計画の策定作業を行っております。